

母子家庭(シングルマザー)の手続き

「減免と割引制度を活用しましょう！」

②

注意！

手続きは、お住まいの市町村で行います。全ての家庭が一律もらえるのではなく、各家庭で支給額も違います。手当は申請しないと受け取ることが出来ません。

01

国民年金・国民健康保険の免除

国民年金は所得が少なく保険料を納めることが難しい場合、本人の申請によって保険料を全額又は半額を免除する制度です。

国民健康保険は、所得が基準以下の家庭や、

退職、倒産などのなんらかの理由により収入が減少した場合に、保険料の支払いが難しい時は、保険料を減免出来る場合があります。支払いが難しいときには、免除申請しましょう。

02

交通機関の割引制度

母子家庭や父子家庭は、交通機関の割引制度があります。児童扶養手当を受給している世帯には、ＪＲの通勤定期の乗車券が３割引に、公

共バスや電車の料金が無料や割引になる場合もあります（いずれも市区町村の福祉事務所などでの申請が必要になります）。

03

粗大ゴミ等処理手数料の減免制度

児童扶養手当を受けている世帯に対して、粗大ゴミ等の処理手数料の減免制度を行っている地域もあります。申請により、減額または免除

されます。
一度、住んでいる自治体がこの減免制度を取り扱っているか問い合わせてください。

04

上下水道の減免制度

児童扶養手当を受けている世帯には、水道基本料金などの費用の一部が減免される場合があります。収入によって全額免除になるところや

基本料金のみ免除になるところ、まったく制度がないという自治体もあるため、一度、住んでいる自治体に問い合わせてください。

05

保育料の免除と減免

母子家庭を支援する制度として自治体ごとに保育料の免除があります。
「家計に与える影響を考慮して決定する」と

いう原則は同じですが、市区町村によって、保育料の額や減免の額が異なっています（詳細は住んでいる自治体に問い合わせて下さい）。

06

就学援助制度

児童扶養手当を受けている方で、小中学校生活などで必要な学用品などが援助されます。
補助対象（要保護者の場合）となるものは、学用品費・体育実技用具費・新入学児童生徒学

用品費・修学旅行費・通学費・通学用品費・校外活動費・クラブ活動費・生徒会費・ＰＴＡ会費・医療費・学校給食費などです（準要保護者については、自治体によって異なります）。

※あらゆる制度を有効活用して、子育てに役立てましょう！